

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置
2	要望の内容	<p>○ 不動産取得税の減額措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成 23 年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き 3 年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の 10 分の 1 に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成 23 年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初 5 年度分に限り、課税標準となるべき価格の 6 分の 1 に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>○ 事業所税（資産割）の課税標準の恒久特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成 23 年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給に係る施設等において行う事業に課する事業所税資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積の 2 分の 1 に相当する面積を控除する。</p> <p>障害者を多数雇用する場合に、新設する助成金を受け取得した事業用施設等について、不動産取得税の減額措置、固定資産税の課税標準の特例措置及び事業所税（資産割）の課税標準の恒久特例措置が適用されるよう要望する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度（不動産取得税の減額措置）及び昭和 51 年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設以来、各措置についてそれぞれ平成 22 年度まで適用期限の延長を重ねてきている。またこれらの特例措置及び事業所税（資産割）の課税標準の恒久特例措置について、昭和 63 年度、平成 5 年度、平成 17 年度、平成 18 年度及び平成 21 年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置については 2 年間の延長。事業所税（資産割）の課税標準の特例措置については恒久措置。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成 21 年 6 月現在 1.63%と前年比 0.04 ポイント上昇しているものの、法定雇用率</p>

			<p>1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所（※1）の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合（※2）が50%以上かつ20人（※2）以上障害者を雇用している事業所。また、事業所税（資産割）の特例措置の対象となる事業所は、障害者雇用割合（※2）が50%以上かつ10人（※3）以上障害者を雇用している事業所。以下同じ。</p> <p>※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>※3 重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第43条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第46条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策中目標1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標2：障害者の雇用を促進すること</p>
	③ 達成目標及び測定指標		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率1.8%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年1回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成21年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.63%であり、前年の1.59%から0.04ポイント改善したところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産取得税の減額措置 平成22年度（見込み）：1件 ○ 固定資産税の課税標準の特例措置 平成22年度（見込み）：6件 ○ 事業所税の課税標準の特例措置 平成22年度（見込み）：17件

		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産取得税の減額措置 平成 22 年度（見込み）：1 百万円 ○ 固定資産税の課税標準の特例措置 平成 22 年度（見込み）：5 百万円 ○ 事業所税の課税標準の特例措置 平成 22 年度（見込み）：11 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%と、当該税制措置の適用等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、当該特例措置の効果等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の改善が鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。このため、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減することにより、重度障害者の一層の雇入れ促進が図られ、効果はあると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。そこで税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に対するインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できる。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>既存の事業所の（雇い入れを伴わない）設備整備等に要する費用に対する障害者雇用納付金制度の助成金とは異なり、当該税制特例措置は、重度障害者を新規に雇い入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所に対して適用されるものである。</p> <p>また、これらの事業所においては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。したがって、新設する助成金に加え、税制上の特例措置により、重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減し、重度障害者の一層の雇い入れ促進につながる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、重度障害者を新規に雇い入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置するなど、事業所の施設設備等が割高となる。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担を軽減することができ、重度障害者の一層の雇い入れ促進につながる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	